

青森県留学生交流推進協議会・会議等報告

○平成21年度総会・運営委員会合同会議

- 開催日 平成21年11月27日(金)
開催場所 弘前大学(弘前市)
協議事項
- 1 平成21年度事業報告(案)について
 - ・ホームビジット・ホームステイの実施
 - ・青森県留学生交流推進協議会だより第18号発行
 - ・留学生事務担当者研修会実施
 - ・第16回青森県留学生交流ジャンボリー実施
 - ・青森県留学生交流推進協議会会報誌「あそさ」第20号発行
 - ・青森県留学生交流推進協議会「あそさSESSION」実施
 - 2 平成21年度収支報告(案)について
 - 3 青森県留学生交流推進協議会の在り方について
 - 4 平成22年度事業計画(案)について
 - ・ホームビジット・ホームステイの実施
 - ・青森県留学生交流推進協議会だより第19号発行
 - ・留学生事務担当者研修会実施
 - ・第17回青森県留学生交流ジャンボリー実施
 - ・青森県留学生交流推進協議会会報誌「あそさ」第21号発行
 - ・青森県留学生交流推進協議会「あそさSESSION」実施
 - 5 平成22年度収支計画(案)について
 - 6 その他

○平成21年度留学生連絡会議

- 開催日 平成21年6月19日(金)
開催場所 青森中央学院大学(青森市)
協議事項
- 1 平成21年度ホームビジット・ホームステイの実施について
 - 2 平成21年度留学生事務担当者研修会の実施について
 - 3 第16回青森県留学生交流ジャンボリーの実施について
 - 4 推進協会報誌「あそさ」第20号の発行について
 - 5 3大学による青森県留学生交流推進協議会主要行事分担について
 - 6 青森県留学生交流推進協議会の在り方について

○平成21年度留学生事務担当者研修会

- 開催日 平成21年7月6日(月)
開催場所 青森大学(青森市)
研修内容
- 1 外国人留学生に関する入国・在留手続について
講師:村松 誠氏(法務省仙台入国管理局統括審査官)
 - 2 青森県国際交流協会の事業について
講師:布施潤子氏(青森県国際交流協会国際交流相談員)

○平成21年度「あそさSESSION」講演会

- 開催日 平成21年11月27日(金)
開催場所 弘前大学大学会館(弘前市)
講師 大泉光一氏(青森中央学院大学経営法学部教授)
演題 「留学生の日本における安全対策について」

青森県留学生交流推進協議会委員名簿

(平成21年10月1日現在)

No.	機関・団体名	構成員	運営委員会委員
1	高等教育機関	弘前大学(※会長)	学長 遠藤 正彦 ※ 国際交流センター長 倉又 秀一
2		青森大学(※副会長)	学長 末永 洋一 ※ 本部事務局長 船水 豊之
3		東北女子大学	学長 小澤 薫 学生課長 河内 見地子
4		弘前学院大学(※監事)	学長 吉岡 利忠 国際交流委員長 佐藤 和博 ※
5		八戸大学	学長 鈴木 宏一 国際交流委員長 藤宮 芳章
6		八戸工業大学(※副会長)	学長 庄谷 征美 ※ 学務部長 福士 憲一
7		北里大学獣医学部	学部長 伊藤 伸彦 国際交流委員長 大浪 洋二
8		八戸工業高等専門学校	校長 井口 泰孝 留学生指導教員 今住 英子
9		青森公立大学	学長 佐々木 恒男 国際交流委員長 羽矢 辰夫
10		青森明の星短期大学	学長 辻 昭子 国際交流センター所長 藤巻 啓森
11		青森中央学院大学	学長 中村 信吾 国際交流センター長 大野 和巳
12		青森県立保健大学	学長 リボウィッツ よし子 国際科長 深谷 智恵子
13	国・地方公共団体	法務省仙台入国管理局青森出張所	所長 工藤 信裕 所長 工藤 信裕
14		青森県	知事 三村 申吾 国際交流推進課長 高坂 進
15		青森県教育委員会	教育長 田村 充治 学校教育課長 小林 一也
16		青森市	市長 鹿内 博 指導課長 三上 雅生
17		弘前市(※監事)	市長 相馬 鋁一 企画課長 高木 伸剛 ※
18		八戸市	市長 小林 眞 男女参画国際課長 村岡 威伴
19		十和田市	市長 中野渡 春雄 観光推進課長 岡山 新一
20	経済団体	(社)青森県経営者協会	会長 井畑 明男 専務理事 齊藤 敏郎
21		青森県商工会議所連合会	会長 林 光男 幹事 中村 明義
22		日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会	会長 野呂 貴憲 会長 野呂 貴憲
23	留学生交流関係団体	国際ロータリー第 2830 地区	ガバナー 村井 達 米山奨学委員長 松本 康子
24		ライオンズクラブ国際協会332-A地区	ガバナー 岡井 眞 YE委員長 石田 隆明
25		青森県連合青年団	団長 川井 若奈 団長 川井 若奈
26		青森県地域婦人団体連合会	会長 向井 麗子 副会長 三上 ナツエ
27		日本国際連合協会青森県本部	本部長 (欠員) 理事長 工藤 政宣
28		(社)青森県ユネスコ協会	会長 脇川 利勝 理事長 和田 耕十郎
29		(財)オイスカ産業開発協力団	代表 中村 亨三 事務局長 若杉 保直
30		(財)青森県国際交流協会	会長 塩越 隆雄 事務局長 柳谷 謙司
31		(独)日本学生支援機構東北支部	支部長 鈴木 研一 支部長 鈴木 研一

青森県留学生交流推進協議会要項

(目的)

第1条 青森県内における留学生の円滑な受入れを促進し、また、地域住民との交流を通じて相互の国際理解を深めるため、青森県留学生交流推進協議会(以下「推進協議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要項において「留学生」とは、青森県内の高等教育機関又は学術研究機関において特定の研究を行い、又は教育を受ける目的で滞在する者をいう。

(事業)

第3条 推進協議会は、本会の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- (1) 留学生に関する情報交換
- (2) 留学生受入れに当たっての協力体制の充実(宿舍、奨学金、子女教育等)
- (3) 留学生と地域住民との交流の活性化
- (4) その他目的を達成するために必要な事

(構成)

第4条 推進協議会は、県内に所在する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 高等教育機関の長
- (2) 国及び地方公共団体等の長
- (3) 経済団体及び留学生交流関係団体の代表者
- (4) 学識経験者

(役員)

第5条 推進協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、推進協議会の議により互選するものとし、任期を2年とし、再任を妨げない。
- 3 副会長及び監事は、推進協議会の議により互選するものとし、任期を2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は、推進協議会を招集し、その議長となる。2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代行する。3 監事は、推進協議会運営費の監査に当たり、監事に関し必要な事項は、別に定める。

(構成員以外の出席)

第7条 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(運営委員会)

第8条 推進協議会の円滑な運営を図るため、青森県留学生交流推進協議会運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(賛助会員)

第9条 推進協議会の事業目的達成を支援するため、青森県留学生交流推進協議会賛助会員(以下「賛助会員」という。)を置く。

2 賛助会員に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 推進協議会の事務は、会長所属機関において行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成2年1月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成3年3月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年1月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年9月21日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成15年11月25日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

青森県留学生交流推進協議会申合せ事項

最終改正：平成20年11月18日

1 推進協議会の構成及び開催について

- (1) 推進協議会の構成員は、次の団体等の長又は代表者とする。新たな構成員の加入については、会長は総会に諮り了承を得るものとする。

一. 高等教育機関	弘前大学, 青森大学, 東北女子大学, 弘前学院大学, 八戸大学, 八戸工業大学, 北里大学獣医学部, 八戸工業高等専門学校, 青森公立大学, 青森明の星短期大学, 青森中央学院大学, 青森県立保健大学
二. 国の機関	法務省仙台入国管理局青森出張所
三. 地方公共団体	青森県, 青森県教育委員会, 青森市, 弘前市, 八戸市, 十和田市
四. 経済団体	(社)青森県経営者協会, 青森県商工会議所連合会, 日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会
五. 留学生交流関係団体	国際ロータリー第2830地区, ライオンズクラブ国際協会332-A地区, 青森県連合青年団, 青森県地域婦人団体連合会, 日本国際連合協会青森県本部, (社)青森県ユネスコ協会, (財)オイスカ産業開発協力団オイスカ活動青森県推進協力会, (財)青森県国際交流協会, (独)日本学生支援機構東北支部

- (2) 推進協議会(総会)は、年1～2回開催し、具体的な事項は運営委員会に委ねるものとする。
(3) 運営委員会は、推進協議会の目的に沿って具体的事項について検討するため、適宜開催するものとする。
(4) 監事は、会長及び副会長所属機関以外の機関の運営委員をもって充て、会長所属機関作成の年度ごとの収支決算報告書を監査し、総会に報告するものとする。

2 運営委員会について

- (1) 運営委員は、推進協議会の構成員の属する団体等が推薦する者について、会長が委嘱する。
(2) 運営委員会の委員長は、会長所属機関の運営委員をもって充てる。
(3) 運営委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
(4) 運営委員会は、推進協議会の目的に沿って具体的事項について検討するため、適宜開催するものとする。
(5) 留学生の受入れ側である高等教育機関の留学生受入れ等に関する情報交換を図るため、運営委員会の下に、留学生連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。
なお、連絡会議の運営については、別に定める。

3 賛助会員について

- (1) 賛助会員は、構成員が推薦する機関・団体について、会長が委嘱する。
(2) 賛助会員は、推進協議会の事業目的達成を支援するものとする。